

令和 6 年 7 月 22 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に係る報酬の支給に関する要綱を次のように定める。

姫路市防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に係る報酬の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県が定める防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に基づき、本市の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に係る個別避難計画作成を促進するため、福祉専門職が当該計画作成に協力した場合における報酬（以下「報酬」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10に規定する避難行動要支援者をいう。
- (2) 個別避難計画 法第49条の14第1項に規定する個別避難計画をいう。
- (3) 福祉専門職 介護支援専門員、計画相談支援員その他要支援者の自助の程度に関するアセスメントに資する資格を有すると市長が認めるものをいう。
- (4) 相談支援事業所等 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所をいう。
- (5) 協議会 姫路市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則（平成31年姫路市規則第15号）第4号第1号に規定する災害時要援護者地域協議会をいう。

(対象者)

第3条 この要綱に基づき報酬を支給することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福祉専門職が所属する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「事業所」という。）を運営していること。
- (2) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

（報酬額）

第4条 対象者の事業所に所属する福祉専門職が協議会と協力して要支援者の個別支援計画を別表に定める基準に基づき作成した場合における報酬の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新規に作成した場合 計画1件につき7,000円
- (2) 更新又は修正した場合 計画1件につき7,000円

（支給の申請）

第5条 対象者は、報酬を受給しようとするときは、令和7年3月31日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）様式第1号に規定する誓約書

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請に係る書類及び協議会から別途提出を受けた計画書を審査し、並びに必要な応じて現地を調査等することにより、当該申請に係る報酬を支給すべきものと認めた場合は、報酬の支給を決定し、報酬支給決定兼支払通知書（様式第2号）により申請者に通知し、報酬を支給するものとする。

（支給決定の取消）

第7条 市長は、報酬の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により報酬の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による支給決定の取消を行った場合は、その旨を報酬支給決定取消通知書（様式第3号）により、受給者に通知するものとする。

（報酬の返還）

第8条 市長は、前条第1項の規定により報酬の支給決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に受給者に報酬を支給しているときは、報酬返還命令書（様式第4号）により、当該受給者に対し、既に支給した報酬の全部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（加算金及び遅延損害金）

第9条 受給者は、前条の規定により報酬の返還を命じられた場合は、その命令に係る報酬の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該報酬の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 受給者は、前条の規定により、報酬の返還を命じられ、これを期限の日までに納付しなかったときは、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、市長は、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を請求しないことができる。

（報告等）

第10条 市長は、報酬の交付に関し必要があると認めるときは、受給者に対し報告を求め、または調査を行うことができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 7月22日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 市から依頼を受け、要支援者、家族、協議会、地域住民、避難支援者とともに計画作成等を行うこと。
- 2 計画の新規作成については、次に掲げる標準的手順に従うこと。
 - (1) 要支援者の心身状況や生活環境等を踏まえ、福祉専門職が事前に要支援者の自助の程度（防災意識、平常時の備え、地域の災害リスクの理解等）に関するアセスメントを実施すること。
 - (2) 協議会等の地域による支援力（避難支援資機材の準備状況や避難支援が可能な近隣住民数の把握等）に関するアセスメントを実施すること。なお、実施主体は福祉専門職であることを問わない。
 - (3) 前2号のアセスメント結果等に基づき、福祉専門職が協議会、避難支援者等とともに移動支援時の留意事項や避難経路等について検討するケース会議（調整会議）を行い、計画の原案（居宅サービス計画書又はサービス等利用計画・障害児支援利用計画等を活用）を作成し、協議会、避難支援者等で共有すること。
 - (4) 前号で作成した原案に基づき、協議会、避難支援者等が発災時に避難支援を行う者、避難支援に当たっての注意点、避難支援の方法並びに避難場所及び避難経路、本人が不在の際の連絡先に記載により、個別避難計画の要件を満たす災害時要援護者台帳を完成させること。
 - (5) 必要に応じて第1号、第2号及び第3号をまとめて実施することができる。開催規模については、福祉専門職、要支援者及びその家族、協議会、避難支援者等必要最低限の人数で行うことも可とする。
- 3 計画の更新又は修正については、次に掲げる標準的手順に従うこと。
 - (1) 心身状況や生活環境等の変化により計画の更新を行う場合は、前項に掲げる標準的手順に基づき実施すること。ただし、要支援者又は要援護者の状況に応じ、同項第2号及び第3号の手続は省略することができる。
 - (2) 更新として認められるものは、避難支援に係る配慮事項、方法等の内容の変更を行った場合に限り、避難支援者の割当て及び要支援者の属性に係る軽微な変更等は、対象外とする。

4 計画の実効性を検証するための避難訓練又は避難経路確認等を実施すること。

新規に作成又は更新した計画の実効性を検証するため、協議会が主催する避難訓練又は避難経路確認等に、必要に応じて福祉専門職が参加し、避難支援者等に対して専門的知見に基づく助言を行うこと。